

令和 8 年度 大津市立小野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、小野小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

この基本理念に則り、小野小学校では、過去の反省を忘れることなく、全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、夢と希望を持って、健やかに成長すること願って教育活動を行っています。子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

『豊かな感性を持ち しなやかにたくましく生きる 小野っ子』（やさしく）（かしこく）（たくましく）を掲げ、個の輝き、学級の輝き、学校の輝き、地域の輝きを大切に、学びが楽しい学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1 いじめ問題に関する基本的な考え方	P. 2
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
2 「いじめ対策委員会」の設置	P. 9
(1) 役割	
(2) 構成員	
(3) 関係する校内委員会等との連携	
(4) いじめ事案対応フロー図	
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	P. 10
(1) 基本方針、年間計画の見直し	
(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4 いじめ防止等に向けた年間計画	P. 11
5 その他（資料等）	P. 13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・

安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	【重点・必ず実施を】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月・10月）の取り組みの一つとして、運営委員会を中心に、児童のアイデアを生かした「いじめをしない・させない学校づくり」の取り組みを計画し、推進していく。（いじめ防止宣言、取り組み発表、劇など）
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	校内生活月別目標に沿って、具体的努力点について話し合い、各学級のめあてを決め、実践に努める。その際、児童が主体的に問題意識を持ち、解決に向けた行動がとれるようにする。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	様々な学校生活の場面を通して、いじめが起こったときの具体的な対処の方法について学ぶため、高学年を中心に弁護士や人権擁護委員などのゲストティーチャーを招聘し、法律などの知識を学び、客観的にいじめが許されないことを理解できるようにする。また、いじめやトラブルが起こった際には、子どもに寄り添い、ともに解決方法を考える。
37	【重点・必ず実施を】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	各教科の授業でインターネットを使う機会が増えているため、その都度情報モラル教育を実施していく。また、講師を招いてインターネット上のいじめ防止教室を実施し、保護者にも参加をよびかけて家庭と連携していく。

38	相談することの大切さに関する啓発	相談窓口等の手紙配布の際に、相談することの大切さを各学級で伝えていく。相談したから解決できたという経験を継続できるよう、アンケート等で発覚したことに対して、丁寧に対応していく。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	道徳科を中心に、各教科の授業で「かけがえのない命の大切さ」「善悪の判断」「親切・思いやりの心」「友情・信頼」などについて考えたり、話し合ったりすることを通して、児童がいじめはいけないことだと理解できるようにする。9月に道徳参観を実施し、保護者にも取り組みを知っていただく機会とする。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	日常生活や人権週間などの取り組みを通して人権意識を磨き、自らの大切さと他の人の大切さを認める態度と実践力を養う。盲導犬学習・点字学習・車いす体験・高齢者福祉学習を通して、様々な立場からの視点を養い、自分はどのように行動できるのかを児童が考える機会とする。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	一人一人が尊重される学級の雰囲気をつくり、分かる授業、それぞれの考えが大切にされる授業をつくる。校内研究やOJT研修と連携しながら、どの学級も見通しをもって児童が主体的に学習に取り組めるようにしていく。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	年間を通してたてわり班を編成し、高学年児童が中心となって遊びの計画をし、たてわり活動を行う。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度当初に、いじめ防止基本方針について子どもや保護者、地域関係者に、ホームページを通して周知する。また、第1回運営協議会で保護者や地域関係者に内容説明をし、本校のいじめ防止への取り組みについて伝えていく。
44	【重点・必ず実施を】 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校運営協議会や学級懇談会で、子ども支援コーディネーターについて、いじめ事案だけでなく、子どもに関わる相談や対応を担当する存在として認識されるように伝えていく。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に、いじめ防止基本方針について全職員で共通理解する。また、いじめ対策の研修等で学んだことについても全職員で共有し、校内のいじめ対策の充実を図っていく。

46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	子ども支援コーディネーターを中心にいじめ対策委員会で情報共有を図り、学校全体で対応する体制をつくる。また、いじめ事案だけにとどまらず、児童の状況、変化、共有すべき情報についても、全教職員で共通理解する。
----	---	---

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
学年で系統立てて福祉体験活動（盲導犬、点字、車いす、高齢者福祉）を行い、人権意識を高める。 たてわり活動を充実させ、異年齢交流を通して、思いやりの心を育てていく。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	【重点・学期に1回以上は必ず実施を】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	月に1回アンケート調査を実施し、結果については校内で共有、検証していじめの早期発見に努める。学期に1回ずついじめに特化したアンケート調査を実施し、結果については校内で共有、検証して、いじめの課題解決に向けて組織的に対応していく。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	児童と担任の個別面談を6月、10月、2月に実施し、一人一人の状況や様子を把握する。 月1回のアンケート調査で気になる点がある場合は、その都度面談をし、いじめの早期発見に努める。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	管理職、生徒指導主任、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校舎内を巡回したり、昇降口での朝の児童出迎えや下校時の見守り活動をしたりする。また、休み時間の見守りも続けていく。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	家庭訪問や懇談、電話連絡など、保護者とのコミュニケーションを充実させることにより、児童の状況や様子を共有し、連携を図る。
60	「こころの健康観察」の実施	毎朝、複数で子どもの入力状況を確認し、「今日の気持ち」の入力状況から対象の子どもにすぐに声をかけ、担任と共有する。「SOS」を発信している場合はすぐに話を聞き、管理職とも共有して、「SOS」を発信した子どもに対してアプローチする。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	日報で日々の児童の様子や全教職員で共通理解しておくことなどを交流し、さらに週1回の定例いじめ対策委員会の中で、特に全教職員体制でみていく事案に関する情報や支援などの手立てを共有していく。子ども支援コーディネーターは、授業に入ったり休み時間の見守りをしたりして、複数の目で子どもの様子を把握することにより、子どもの小さなサインを見逃さないようにする。また、いじめの疑いを含めて情報を集約し、いじめ対策委員会を速やかに開いて指導方針を検討し、いじめの課題解決に向けて組織的に対応する。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	事案発覚後、その日のうちに対策委員会を開催し、情報や組織的な対応方針を共有して速報をあげていく。

53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	保幼小連絡会の開催、秋祭りや体験入学での児童把握、小中連絡会での情報の共有や引継ぎを実施していく。
----	-----------------------	---

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
スクールカウンセラーと6年生の児童全員との個別面談を行うことにより、少しでもいじめを訴えやすい体制や環境を整える。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	【重点】「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめ対策委員会の定期的な開催に加え、いじめやいじめの疑い事案が発見された場合は、早急にいじめ対策委員会を開催し、事案の確認、指導の方針、支援内容、役割分担を決定し、組織的に指導・支援を行っていく。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・被害者からていねいに話を聞き、守りきることを約束して解決にあたる。 ・加害者が自省しいじめを繰り返さないように指導する。 ・被害者・加害者双方の保護者に、学校の対応と指導について説明し理解を得る。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ネット上のいじめを把握した場合、被害者・加害者双方の保護者と連携して対応を進める。 ・加害者には情報モラルに関する指導を行い、書き込みを削除させる等の対応を保護者と共に行う。 ・インターネット上のいじめ防止教育を実施して、ネットの使い方や情報モラルの指導をする。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	アンケート調査をする必要があると認められた場合、迅速に実施し、速やかに個別面談をするなど、事実確認、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	事案についての記録をとり、回議した上で適切な管理・保存をしていく。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	事実確認できたことや指導方針、指導内容、今後の支援等について、保護者に連絡をする。また、必要に応じて、複数の教員で直接保護者と面会して伝える。保護者の協力を得ながら互いの信頼関係の下、学校組織として対応していく。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
民生委員や児童委員、福祉機関などの外部機関と連携を図り、子どもが安全に生活しているかどうか情報を共有する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任（子ども支援コーディネーター）、生徒指導主任、養護教諭（教育相談担当）、担任とします

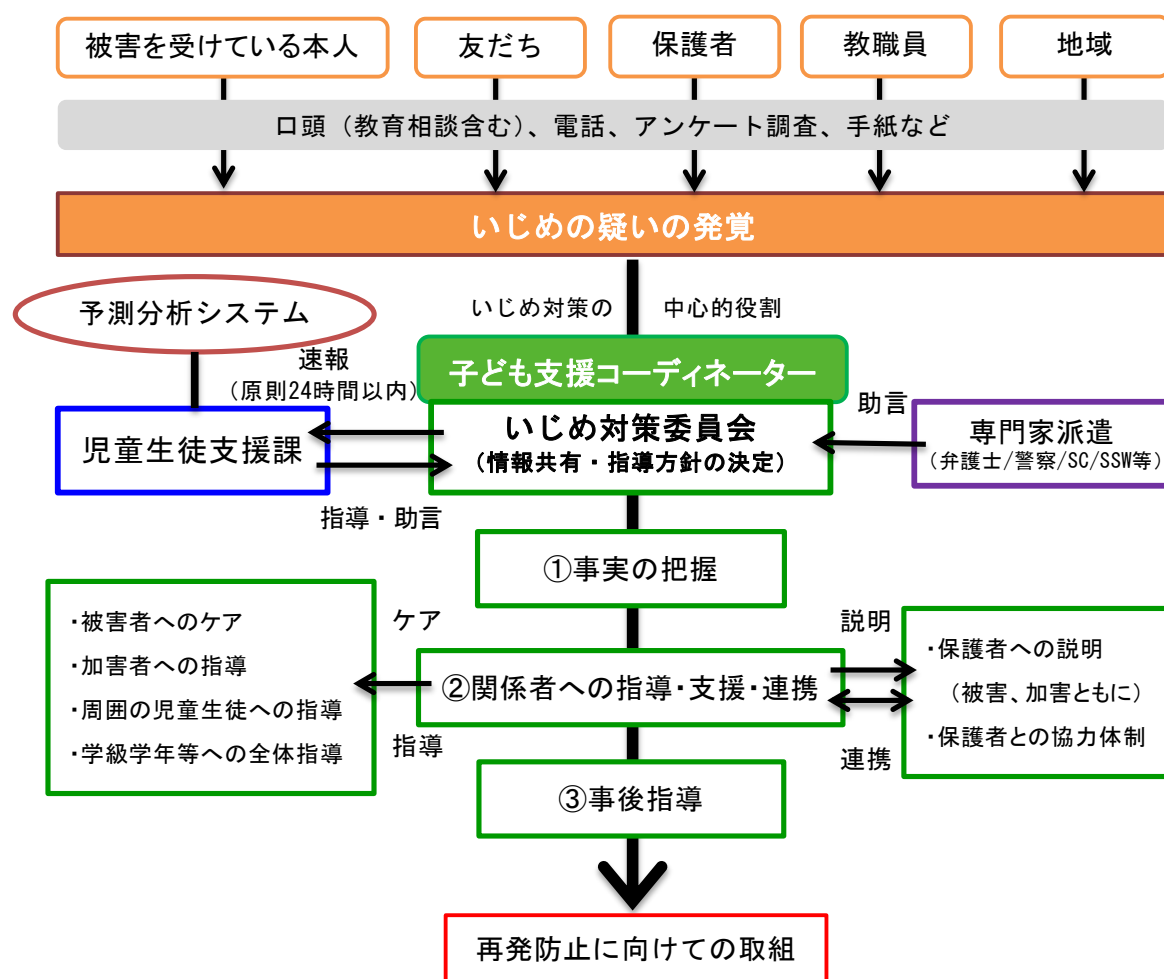
なお、個々の事案に応じて、スクールカウンセラー等、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会（教育相談含む）、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任（子ども支援コーディネーター）、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、子どもや保護者、地域関係者に説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	情報交換・指導記録の引き継ぎ (①・②) 職員会議〈児童生徒理解・いじめ対策等〉 (①・②・③) 学級開き・学級のルールづくり (①) 校内研修「子どもを語る会」 (①・②・③) アンケートの実施・分析・担任との面談	・いじめの被害者、加害者の関係を引き継ぐ
5	個別懇談会 (②) 学校運営協議会〈いじめ対策の説明・啓発〉 (④) たてわり活動を通じた人間関係づくり (①) アンケートの実施・分析・担任との面談 インターネット上のいじめ防止講座 (①)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) ふれあい月間 アンケートの実施・分析・担任との面談 (①・②・③・④) 小野っ子人権デーⅠ (①) 保幼小連絡会議 (①・②・③・④)	・児童会を中心にした取組の実施
7	民生委員さんとの懇談会 (①・②・③・④) 山麓会議 (学校取り組み発表) (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・保幼小中で連携して実施
9	夏休み明けの子どもたちの変化の見とり (①・②) アンケートの実施・分析・担任との面談	・児童の変化を確認
10	個別懇談会 (②) いじめ防止啓発月間 (①・④) ふれあい月間 いじめアンケートの実施・分析・担任との面談 (①・②・③・④)	
11	教育アンケート (児童) アンケートの実施・分析・担任との面談	
12	小野っこ人権ウィークⅡ (①・②) 教育アンケート (保護者) (①・②・③・④) 保幼小連携 (①・②・③・④)	
1	冬休み明けの子どもたちの変化の見とり (①・②) アンケートの実施・分析・担任との面談	・児童の変化を確認

2	学級懇談会 (④) ふれあい月間 アンケートの実施・分析・担任との面談 (①・②・③・④) 学校運営協議会〈いじめ対策の評価〉(①・②・③・④) 小野っ子人権ウィークⅢ (①・②)	
3	記録の整理、引き継ぎ情報の作成 (①・②・③) 小中連絡会議 (①・②・③・④)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) たてわり活動 (①)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

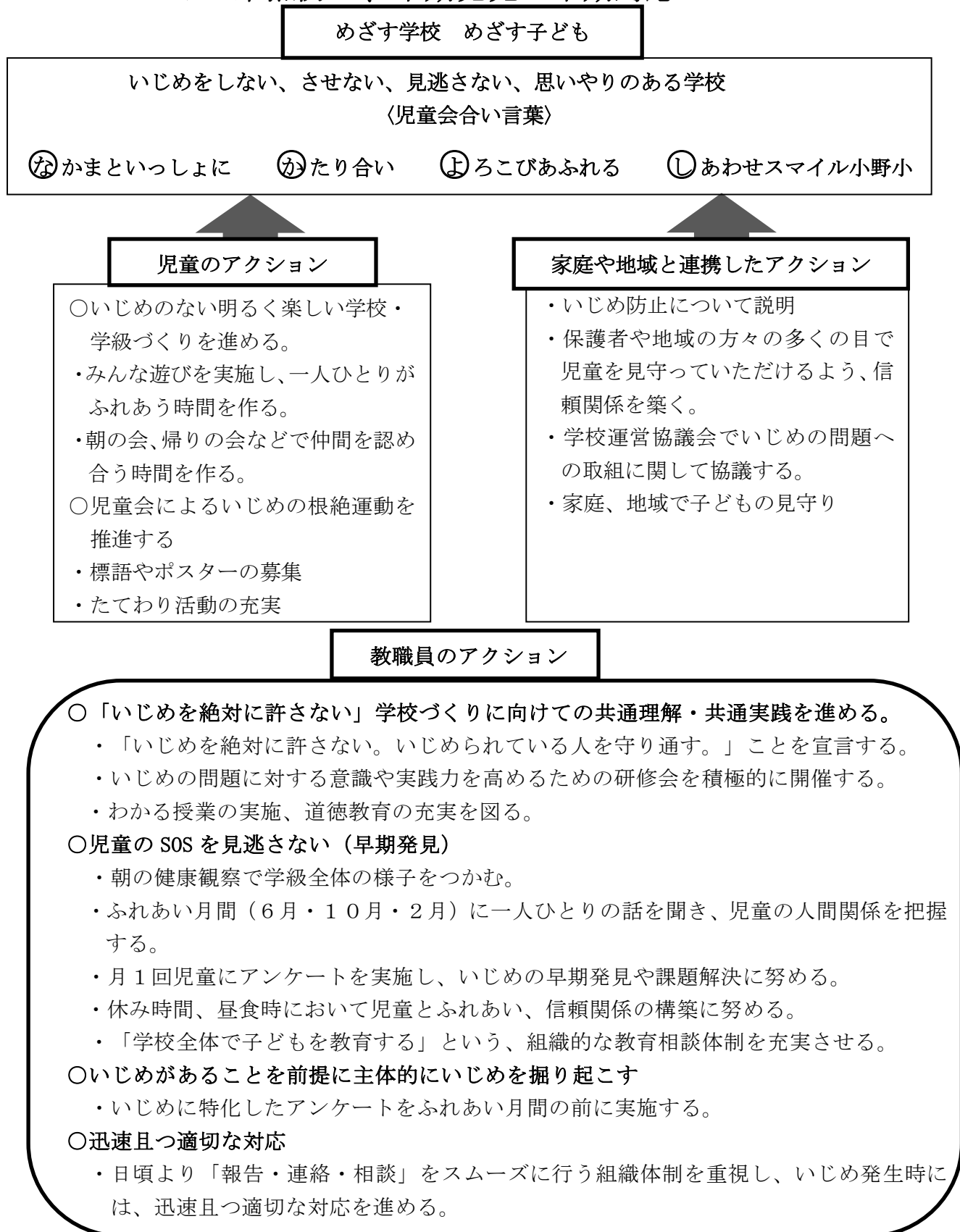
いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

天津市立小野小学校 いじめの防止に関する行動計画

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～



子ども支援コーディネーターは、いじめ対策を推進する要であり、日常活動として、授業中や休み時間、放課後等のパトロールや子どもたちへの声かけなどを通して、いじめの早期発見に努めると共に、いじめやいじめの疑いの情報を担任等教員が発見したり、児童生徒や保護者から相談があった場合などにいじめに関わる情報を集約したりする。

